

あん摩・マッサージの施術料金の算定方法 (R8. 7. 1～)

あん摩・マッサージ師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。

1 施 術

(1) マッサージを行った場合	1局所1回につき	470円
	2局所1回につき	940円
	3局所1回につき	1,410円
	4局所1回につき	1,880円
	5局所1回につき	2,350円

注1 「1局所につき」とは、上肢の左右、下肢の左右及び頭より尾頭までの躯幹をそれぞれ1局所として、全身を5局所とするものである。

注2 特別地域の患者で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。

なお、片道16キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

注3 同一の患者に対する月16回以降の施術については、マッサージについて所定料金の100分の50に相当する額により算定する。

(2) 訪問施術料

①訪問施術料1	1局所1回につき	2,770円
	2局所1回につき	3,240円
	3局所1回につき	3,710円
	4局所1回につき	4,180円
	5局所1回につき	4,650円

②訪問施術料2	1局所1回につき	1,620円
	2局所1回につき	2,090円
	3局所1回につき	2,560円
	4局所1回につき	3,030円
	5局所1回につき	3,500円

③訪問施術料3

(3人～9人の場合)	1局所1回につき	930円
	2局所1回につき	1,400円
	3局所1回につき	1,870円
	4局所1回につき	2,340円
	5局所1回につき	2,810円

④訪問施術料4

(10人～19人の場合)	1局所1回につき	620円
--------------	----------	------

2局所1回につき	1,090円
3局所1回につき	1,560円
4局所1回につき	2,030円
5局所1回につき	2,500円

⑤訪問施術料5

(20人以上の場合)	1局所1回につき	540円
	2局所1回につき	1,010円
	3局所1回につき	1,480円
	4局所1回につき	1,950円
	5局所1回につき	2,420円

注1 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は、訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

注3 同一の患者に対する月 16 回以降の施術については、訪問施術料について所定料金の 100 分の 50 に相当する額により算定する。

注4 訪問施術料4又は5を算定する施術所における訪問施術について、同一月に集中率(訪問施術料の算定回数のうち、同一の施設等において行われるものの割合をいう。)が 100 分の 90 以上である場合には、当該月の当該施設における訪問施術の料金(一連の施術において算定される全ての料金)について 100 分の 80 に相当する額により算定する。なお、訪問施術料を算定せずに施術料を算定している場合は、当該施術料の算定回数も集中率の計算に含めること。

(3)温罨法を(1)又は(2)と併施した場合 1回につき 180円加算

注1 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、300円とするものである。

注2 同一の患者に対する月 16 回以降の施術については、所定料金の 100 分の 50 に相当する額により算定する。

(4)変形徒手矯正術を(1)又は(2)と併施した場合 1肢1回につき 470円加算

注1 変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。

注2 変形徒手矯正術に係る医師の同意書の有効期間は1月以内とし、医療上1月を超える場合は、改めて同意書の添付を必要とするものである。

注3 同一の患者に対する月 16 回以降の施術については、所定料金の 100 分の 50 に相当する額により算定する。

2 往療料

患者1人1回につき2,300円

注1 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理

由がある場合以外は認められないこと。

なお、片道 16 キロメートルを超える往療とは、施術所の所在地又は届け出た住所地と患家の直線距離であること。

注2 往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等が突発的に発生したことにより通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できること。

注3 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合に支給できるものであり、これによらず、患家に赴いて施術を行った場合には支給できないこと。

注4 往療料は、その突発的に発生した往療を行った日の翌日から起算して14日以内については、往療料は支給できないこと。

注5 定期的ないし計画的な訪問施術を行っている期間において突発的に発生した往療については、訪問施術料は支給せず、施術料及び往料を支給する。ただし、当該患者が当該往療の後も引き続き、通所して治療を受けることが困難な状況で、患家の求めに応じて患家に赴き定期的ないし計画的に行う施術については、訪問施術料の支給対象とする。

3 施術報告書交付料 480円

注 施術報告書交付料を支給する施術費給付請求明細書には、施術者より記入を受けた施術報告書の写しを添付する取扱いとすること。

また、一連の施術において既に施術報告書交付料が支給されている場合は、直前の当該支給に係る施術の年月を記入する取扱いとすること。

4 明細書発行加算 10円

注 患者に対し一連の施術に係る料金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書が無償で交付した場合に、明細書発行加算として算定する。

5 実施上の留意事項

その他実施にあたっての細目については、国民健康保険の例によること。